

Tax & Legal Services Newsletter

Vol. April 2015

学習塾に対する租税措置

タイ国内閣は、商業目的で運営する学習塾から徴税し、私立学校に付与されている優遇税制を改正するという財務省の提案を承認しました。提案の詳細は以下のとおりです。

- 私立学校に認められている所得税の免除は継続するが、学習塾に対する免除は廃止する。
- 不動産その他の資産が使用されておらず、あるいは私立学校が運営を中止した場合において、これらの資産の所有権を私立学校に、もしくは私立学校から譲渡する場合、これに係る所得税、付加価値税 (VAT)、特定事業税 (SBT) および印紙税を免除する。
- 土地および不動産が使用されておらず、あるいは私立学校が運営を中止した場合において、これらの土地および不動産を私立学校に寄附した者、もしくは私立学校から寄附が返還された者に対するこれに係る所得税、SBT および印紙税を免除する。
- 私立学校の役員、経営者、教師もしくは教職員が、私立学校に関する法律に基づいて、退職、障害もしくは死亡により助成基金から受ける支払いについて所得税を免除する。

国際統括本部および国際貿易センターに対する租税措置の承認

タイ国内閣は、国際統括本部 (International Headquarters: IHQ) および国際貿易センター (International Trading Centers: ITC) を奨励するため、以下の租税措置を改正するという財務省の提案を承認しました。

- タイ国内で IHQ に雇用される外国人従業員に対する源泉税の軽減、IHQ に雇用される外国人従業員の所得を個人所得税の計算から除外、タイ国外に駐在する外国人従業員の一定の所得に対する免税、および特定の IHQ 所得に対する免税。
- 特定の場合における ITC に対する法人所得税の免除、および ITC で勤務する外国人従業員に支払われる特定の所得に対する源泉税の軽減。

犯罪行為に対する歳入法の規定の改定

タイ国内閣は、犯罪行為に対する歳入法の規定を以下のように改正するという財務省の提案を承認しました。

- 歳入法 Section 69 に規定される法人所得税の申告書に必要書類を添付しなかった場合に罰金を科す。
- 虚偽の還付請求を歳入法 Section 37 に規定する租税回避/脱税とみなす。
- 歳入法 Section 37 bis に規定される租税回避行為には、同法 Section 37 と同様の罰則規定 (3ヶ月から7年間の懲役、および20万バーツの罰金) が適用される。また、同法 Section 37 bis を廃止する。
- 虚偽の VAT 還付請求に対する罰則規定の改定。

最高裁判所の判決

国際運輸業に適用される付加価値税 (VAT) 0% 税率

A社は、海運の促進に関する法律に基づき、沖合の油田掘削装置からタイ国ラヨン県およびシーラチャ地区の海港に原油を輸送する事業を営んでいます。A社は、当該事業が VAT 0% 税率が適用される国際運輸業の特性を持っているとみなしていました。

最高裁判所は、「国際運輸業」の定義はタイ国歳入法に基づくとししました。油田掘削装置はタイ国大陸棚に位置していることから、A社の海洋運輸業はタイ国内で提供されているサービスとみなされ、A社は VAT 0% 税率を適用することはできないとししました。

普通株式を購入するための新株引受権に係る所得

2004年4月、B氏は、C社の普通株式を購入できる新株引受権を当該引受権発行者であるC社から受け取りました。C社は、タイ国株式市場で取引される当該普通株式の価額から新株引受権行使時に払い込まれる一株当たりの行使価額を控除した額を基に当該新株引受権の価値を評価し、源泉税を計算しました。すなわち、当該差額が新株引受権の価額となります。2007年2月、B氏は行使価格額よりも低い価額で当該新株引受権を売却しました。B氏は、新株引受権受領時にB氏に所得は発生しておらず、したがって課税所得も生じなかったと主張しました。

最高裁判所は、C社は無償で新株引受権を発行し、そして源泉税の計算のために割当日における新株引受権の価値を決定するための内部情報を有していたと判断しました。本件は事実即ち即しており、B氏は適切な新株引受権の価額を証明せず、新株引受権受領時に課税所得は発生していなかったと主張しているに過ぎないとし、したがって、新株引受権の価値は、C社が源泉税額算出の際に計算した価額と等しいとししました。

(注) 本日本語訳は、在タイ日系企業様への情報提供を目的に便宜的に仮訳したものです。正式な内容については、以下に記載されております原文(タイ語)をご参照ください。

<http://www2.deloitte.com/th/en/pages/tax/articles/tax-newsletters.html>

日系企業サービスグループにつきまして

日系企業特有のニーズに対応するため設立された専門業務グループ、Japanese Services Group (JSG) は、35年以上の歴史と実績をもつ、トーマツを中核としたグローバルネットワークです。トーマツからの駐在員を含む日本語に堪能なバイリンガルのプロフェッショナル約 850 名を全世界の主要拠点に配置し、日本の文化や習慣を十分理解しながら、デロイトのグローバルネットワークが有する豊富な経験と専門知識を世界各地の日系企業に提供しています。現在、バンコク事務所には日本人 8 名が常駐しております。

バンコク事務所の日系企業サービスグループの連絡先は以下のとおりです。

鈴木 基之	宮下 淳	中島 雄一朗	藍原 滋	中西 康智
日本国公認会計士	日本国公認会計士	日本国公認会計士		
パートナー	シニアマネージャー	マネージャー	ダイレクター	マネージャー
Tel: 02-676-5700 Ext. 5085	Ext. 13228	Ext. 13399	Ext. 11676	Ext. 13531

Business Tax & Indirect Tax
Anthony Visate Loh
+66 (0) 2676 5700 ext 5022
aloh@deloitte.com

Legal Services
Anthony Visate Loh
+66 (0) 2676 5700 ext 5022
aloh@deloitte.com

Business Tax (Japanese Services Group)
& Indirect Tax
Darika Soponawat
+66 (0) 26765700 ext 12784
dsoponawat@deloitte.com

Transfer Pricing & Business Tax
Dr. Kancharat Thaidamri
+66 (0) 26765700 ext 11205
kthaidamri@deloitte.com

Business Tax (Business Model
Optimization)
Korneeka Koonachoak
+66 (0) 2676 5700 ext 5023
kkoonachoak@deloitte.com

Global Employer Services
Mark Kuratana
+66 (0) 2676 5700 ext 11385
mkuratana@deloitte.com

Transfer Pricing & Customs
Services
Stuart Simons
+66 (0) 2676 5700 ext 5021
ssimons@deloitte.com

Business Tax (M&A) & FSI
Wanna Suteerapornchai
+66 (0) 2676 5700 ext 10691
wsuteerapornchai@deloitte.com

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, a UK private company limited by guarantee, and its network of member firms, each of which is a legally separate and independent entity. Please see www.deloitte.com/th/about for a detailed description of the legal structure of Deloitte Touche Tohmatsu Limited and its member firms.

Deloitte provides audit, tax, consulting, and financial advisory services to public and private clients spanning multiple industries. With a globally connected network of member firms in more than 150 countries, Deloitte brings world-class capabilities and high-quality service to clients, delivering the insights they need to address their most complex business challenges. Deloitte has in the region of 210,000 professionals, all committed to becoming the standard of excellence.

This publication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, its member firms, or their related entities (collectively, the "Deloitte Network") is, by means of this publication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser. No entity in the Deloitte Network shall be responsible for any loss whatsoever sustained by any person who relies on this publication.

© 2015 Deloitte Touche Tohmatsu Jaiyos Co., Ltd.